

平和アプローチ —非暴力介入による平和ワーク—¹

The Peace Approach: Peace Work by Nonviolent Intervention

奥本 京子
Kyoko OKUMOTO

大阪女学院大学

目 次

- I. はじめに
- II. 国際政治における平和関連分野の現状
 - 1. 国際政治における平和関連の作業
 - 2. 介入の意味と人道的介入の問題
- III. 非暴力介入による平和ワーク
 - 1. 平和ワーク概念の導入
 - 2. 非暴力介入の検討
- IV. おわりに：安全保障アプローチと平和アプローチ

キーワード：NGO・市民社会、非暴力介入、平和ワーク、紛争、平和アプローチ

I. はじめに

本稿では、平和を創る作業の中でも、これまでの国際政治・外交のレベルにおける作業を「安全保障アプローチ（security approach）」と位置付け、それに対置しうる、NGO・市民社会（civil society）によって実践される「平和アプローチ（peace approach）」の意義を考察する。その

1 本稿は、2010年11月に神戸女学院大学大学院文学研究科に提出された博士学位論文「平和ワークにおける芸術アプローチの可能性：ヨハン・ガルトゥングによる朗読劇 *Ho'o Pono Pono : Pax Pacifica*（『ホーポノポノ「アジア・太平洋の平和」』）からの考察」における第一章「非暴力介入による平和ワーク」を、大幅に削減修正したものである。

ためには、手段としての「非暴力介入 (nonviolent intervention)」のあり方を検討し、その主体や範囲について考察することで、「平和ワーク (peace work)」の概念を明確にするものである。

II. 国際政治における平和関連分野の現状

平和関連分野の活動を担う主体は国連・政府・自治体・市民社会・NGO・個人などさまざまであり、国連による平和維持活動、政府による「途上国」援助などの国際協力、NGOによる野宿者自立支援など、活動の範囲も多岐に亘る。ここでは、国際政治 (学) における一般的な平和関連の作業の視点・態度について確認する。次に、「介入」の意味を明示し、国際政治の舞台において語られ実践されている「人道的介入」をめぐる問題点を指摘する。

1. 国際政治における平和関連の作業

国連事務総長のブトロス・ブトロス・ガリが『平和への課題』²を1992年に発表した際、「予防外交」、「平和創造」、「平和維持」に加えて、「平和構築」の概念を用いた。それ以後、国連を中心とする平和関連の作業は、「予防外交が紛争勃発前に機能するものだとすれば、主に平和創造と平和維持は紛争中または紛争停止後に、平和構築は紛争後に機能するものだと時系列的に理解され」るようになった。³

ここで、予防外交とは、当事者間に生起する抗争 (disputes) を防ぎ、抗争が紛争 (conflict) に発展するのを阻止し、紛争の勃発の際には拡大の制限のための行動を指す。⁴平和創造とは、主に国連憲章第六章 (紛争の平和的解決) で予期される、平和的手段を通じ敵対当事者に合意をもたらすための行動であり、平和維持とは、関係する当事者の同意に基づく国連軍事要員及び／または警察要員 (文民をも含む) による現場の作業である。そして、平和構築とは、紛争後において、紛争の再発を避けるために平和を強化し堅固にする構造を見つけ、かつそれを支えるための行動である。

その後『平和への課題・補足』⁵が発表され、ガリの上記の定義は紛争解決に関わる人々や団体に広く受容された。ただし、国際政治の場における国連の平和関連の作業においてこの定義には適用限界がある。ガリ提案に欠如しているものとして篠田は、1) 平和構築における政治的な視点、2) 時間的枠組みをこえた平和構築活動の立案、3) 国連関係諸組織のタコツボ

2 Boutros Boutros-Ghali, *An Agenda for Peace: Preventive Diplomacy, Peacemaking and Peace-keeping* (Report of the Secretary-General Pursuant to the Statement Adopted by the Summit Meeting of the Security Council on 31 January 1992, UN Document A/4/277-S/24111, New York: United Nations, 17 June 1992)

3 篠田英朗, 『平和構築と法の支配: 国際平和活動の理論的・機能的分析』(東京: 創文社, 2003) 6.

4 本段落での表現はガリによる国際政治の用語を用いている。平和学用語で記すなら、「抗争が武力紛争(armed conflict)に発展するのを阻止し、武力紛争が勃発したときには…」となる。鍵概念「紛争」については、後に、平和学の立場から整理を行うこととする。

5 Boutros Boutros-Ghali, *Supplement to An Agenda for Peace* (Position Paper of the Secretary-General on the Occasion of the Fiftieth Anniversary of the United Nations, UN Document A/50/60-S/1995/1, New York: United Nations, 3 January 1995)

化を防ぐ包括的な戦略、の三点を的確に指摘する。⁶

アナン事務総長時代に発表された『国連平和活動に関する委員会報告(ブラヒミ・レポート)』⁷は、これらの問題を克服するためのものであり、「平和活動」なる概念が提出された。これは、ガリの概念区分が一般化したことを踏まえて、今度は逆に総合的観点を強調するために、諸々の平和関連活動を総称する表現となった。⁸それは、活動展開上及び組織上の問題に焦点を当て、効果的な軍事力行使のための加盟国の政治的意思の結集、財政や運営面の強化などを目的としている。平和関連作業強化の戦略の再構築を図ろうとし、ガリ時代に問題化した単純な時系列による区切りや、国連諸組織間の緊密な連携が困難となる事態を極力回避しようとしている。

2. 介入の意味と人道的介入の問題

国際政治分野の平和の作業には、紛争（特に武力紛争）の現場に入っていくことが不可欠となる。その行動を表す用語として、本稿では、「介入（intervention）」を採用する。しかし、これはしばしば否定的な意味を持たされてしまう。端的に、暴力的な「軍事介入」を連想させるからであろう。以下、「人道的介入」について考察する。

1990年代に入って、人道的介入が、国際社会（特に国連）で語られるようになった。⁹ここで人道的介入は、介入の主体・意思決定の場・武力行使の有無の三点によってその性格が左右されるであろう。狭義には、国家が単独あるいは共同で、国連など国際的機関の決定を経ずに独自の判断で、武力行使を伴って行われるものを指す。¹⁰すなわち、(諸)国家が、「ある国において、住民に対して大規模に苦痛や死がもたらされているとき、それを止めることを目的として、その国の同意なしに軍事力をもって介入すること」である。¹¹広義には、これに加え、国連その他の機関の文民要員や、非政府組織（NGO）の人々が紛争地域で曝される危険に関連して、非人道的状況におけるこれらの人々を救うための実行可能な行為を指す。¹²国連または国連安全保障理事会の承認を得た国々が武力行使を伴って行うか、あるいは、非政府組織（NGO）が武力行使なしに行うか、そのいずれかである。¹³

人道的介入は、常に「人道的」であるとは言えない。多数の一般市民が殺害・人権侵害される状況が多発し、暴力の当事者に停戦・休戦の意思・能力がない、また環境が整わないことも散見される。直接の当事者ではない国家や国民・市民が、無関心なことも多い。土佐弘之は、

6 篠田, 10.

7 United Nations. *Report of the Panel on United Nations Peace Operations* (UN Document A/55/305-S/2000/809, New York: United Nations, 21 August 2000)

8 篠田, 11.

9 普通は、「人道的介入」を語る場合、国連による行動はその中には含まれない（最上敏樹、『人道的介入：正義の武力行使はあるか』（東京：岩波書店，2001）50.）。

10 最上, 50.

11 最上, 10.

12 最上, xi.

13 最上, 50.

国際政治学的視点から以下のように問題を要約する：

人道的介入への積極的取り組み、そして挫折に伴う介入に対する躊躇（ソマリア・シンドローム）、さらには見捨てたことに対する自責の念（スレブレニツァの悪夢）といったジグザクの途を辿った後に、コソボ紛争が起きた。介入する側の死者数はゼロにしなければならないし、しかも欧米の世論などから考えて見捨てることもできない。そうしたジレンマに対する回答が、NATO軍による空爆であった。¹⁴

確かに、空爆という手段によって、攻撃する側の犠牲者を出さないことは可能となった。しかし、誤爆による一般市民の犠牲者や難民を生み出し、人道的という言葉が意味するものとは程遠い結果となったことは否めないであろう。

ここでの問題は二つある。問題の第一は、武力行使という手段に関する。国連の安保理は、非軍事的措置だけでなく軍事的措置をとることも決定することができる（国連憲章41条、42条）。しかし、国連の行動以外の場合は、それが仮に「人道的」であっても、国際法上、武力介入は違法とされる。問題の第二は、介入される当事者の同意の有無である。本来の国連軍というものには存在しないが、平和維持活動のための平和維持軍は、受入国の同意に基づくため、相手の意思に反して行われる強制介入とは本質的に異なるものとなる。¹⁵ しかし、国連が過度の攻撃を遂行し必要以上の介入を行ったことから、ソマリアの例を、最上は「過剰の悲劇」¹⁶と呼ぶ。1992年の安保理決議は、ソマリアに対して「人道上的理由で武力行使を容認する、史上初の出来事」¹⁷であった。そして、強制行動に近い介入により武装解除・治安回復に失敗した。

このように、その理念と現実との大きな乖離に直面して、人道的介入についてどう考えるべきかの問題があらためて国際社会に問われていると言えよう。こうした状況において、「人道的介入の権利を法的に確立すべきであり、それは濫用防止のためにも必要である」というコフィ・アナン国連事務総長の呼びかけに応え、カナダ政府によって「介入と国家主権に関わる国際委員会」が組織され、『保護責任』¹⁸と題する報告書が2001年にアナンに提出された。この報告書の君島東彦による批判・評価によれば、¹⁹ 第一に、内戦や国家破綻ゆえに住民保護責任を果たせなくなった国家は、いわゆる開発途上国や旧植民地などの「南」の世界に集中している。こうした南北格差の問題に対し、報告書は鈍感である。第二に、保護責任を構成する予防責任、応答責任、再建責任のうち、予防責任が最も重要との認識は妥当である。第三に、人

14 土佐弘之、『安全保障という逆説』（東京：青土社、2003）249.

15 最上、52.

16 最上、53.

17 最上、57.

18 Canada. Department of Foreign Affairs and International Trade. *The Responsibility to Protect*. (Report of the International Commission on Intervention and State Sovereignty, Ottawa: the International Development Research Centre, December 2001)

19 君島東彦、「非暴力の人道的介入、非武装のPKO」、『平和学を学ぶ人のために』君島東彦編著（京都：世界思想社、2009）209-210.

道的介入の法的根拠付けによる規制が困難であるという状況下で、報告書は正戦論を利用するが、それに対して、絶対平和主義の立場から根本的批判がなされている。第四に、保護責任に関する合法性自体がまだ十分に確立されていない。軍事介入に肯定的な立場を取る保護責任概念が徐々に国連文書に採用される一方、一連の国連文書は軍事介入に慎重であるというジレンマが生じている。

君島の批判（上記の第一、三、四）と同じ方向性を持つものとして、土佐は、積極的な介入論は共同体や国家間における「力の圧倒的な非対称性」²⁰と結びつき、新たな帝国主義的責任論（植民地主義）に転化していく危険性を保持するとする。それは、一方向性という介入の性質に端的に現れている。しかも、人道的介入の場合、「人道主義や人権といった普遍的なディスコースが、介入正当化の強い論理として働き、従来の人道主義や平和維持活動が依拠していた原則（介入される側の合意の存在、中立性そして公平性の三原則）は破られていく」²¹ ことになることと危惧する。「人道的介入を正当化しようとする論理は、一方的に『介入する側』によって形成されてきており、『介入される側』の声は、そうしたディスコースの中から実質的に排除されて」きたのである。²²

こうした問題を孕む人道的介入について、土佐は新しい言説創造の必要性を訴える：

「新しい人道主義」に基づく例外的正戦論の軍事的リアリズム化、ないしは人道的軍事主義の流れに歯止めをかけていくためには、人道的介入を少なくとも多国間的な枠組みの中に再び組み込んでいくことが必要であろうし、「介入される側」の声を積極的に聴くことなどを通じて、ディスコースの生産様式を変えていくことも必要とされるだろう。それと同時に、平和主義という対抗的な立場に立ちながら、例外的正戦の条件を厳しく課していく言説の政治を展開していくことが必要だということになる。²³

しかし、平和主義を導入する土佐の主張はここまでである。平和主義とは何か、その立場に立つことが如何にして可能かの問題が、次の課題となるであろう。

Ⅲ. 非暴力介入による平和ワーク

上記の課題に取り組むために、「平和ワーク」の概念を明確にし、その類型化を試み、それがもう一つの介入のあり方を指すものとする。平和ワークとは、国際政治では語られることの少ない、市民社会・NGOを基盤とした非暴力介入活動であり、紛争当事者や介入者により行われる平和を求めるワークを指す。それは、国際政治・外交における平和関連の作業を批判・相対化し、非暴力介入による市民という主体に立脚する、新たな言説を確立しようとする。

20 土佐, 255.

21 土佐, 255.

22 土佐, 266.

23 土佐, 267.

1. 平和ワーク概念の導入

平和ワークの主体は、第一義的には草の根の市民運動やNGOであって、外交官や政治家といった国際政治の主体とは異なる新しい視座を提供しうるであろう。また、そうした新しい視座が逆に国際政治の場において導入されることも期待される。まず、平和ワークの手法や理念についての諸範疇を明確化することから始めることとする。

第一に、「紛争概念をめぐる言説を基準とした類型」を、平和ワークの中心的要素である「紛争の平和的転換」の概念を明確にすることで論じる。すなわち、平和学や非暴力介入において理解されている「紛争」概念と、国家システムの枠組みの中での国際政治の場で通常使われるそれとの相違を指摘する。ガリ等による紛争とは、武力紛争を指すことが多く、本来的に回避すべきものとして捉えられる。「紛争予防」との用語が指し示すものは、健全な国際政治にとって紛争自体が害悪であり、ゆえに予防すべきものであるという認識である。同じく、「紛争後の平和構築」という概念も、武力紛争後における平和構築のための作業・活動を指している。

一般に「平和」に對置されるのは「戦争」である。この発想では、問題が国際政治の枠組みに限定され、矮小化される惧れがある。本稿では平和学の基礎的概念である「平和」や「暴力」を詳述できないが、²⁴「暴力」に対して「平和」を對置することによって、より広い枠組みの中で紛争のあり方をより深く捉える視野を提供する。暴力・平和概念の捉え方におけるダイナミズムが、人間社会の多様な関係性を扱うことを可能にし、暴力を否定し平和を肯定する際の紛争の扱い方が肝要であることが浮上する。問題の表面的「解決」では根源的な問題解消にはならない。平和的手段による「転換」によってはじめて、根本的な問題解決が可能となり、平和の肯定・創造が実践できる。

国際政治(学)では、紛争が未解決のまま継続し根本的な矛盾が転換されないことに、格別大きな注意が払われることはない。これに対し、平和ワークにおいては、紛争は人間社会を平和的な方向に転換するための恰好の契機だと捉えられる。そこでは、武力化した紛争は一つの暴力であり、平和的な転換に失敗した事象とみなされる。平和学・平和ワークにおける紛争とは、複数の当事者から成る集団にて、個人内(複数の考え方)・個人間・グループ間・国家間・地域間等の多様なレベルで発生する。各当事者は目標を保持しており、これらの目標間の不両立性すなわち矛盾があるとき、そこには紛争が存在し、こうした紛争から暴力が生じしうると考えられる。平和学では、紛争現象を、以下の二層を意識して分析・対処する。第一に、既に表面化している直接的な対立の部分、すなわち可視化できる矛盾の部分を確認する。そして、

24 Johan Galtung, "Violence, Peace, and Peace Research," *Journal of Peace Research* VI, 1969, 3. PRIO publication No. 23-9. 109-134. ヨハン・ガルトゥング, 「平和学とは何か」, 『ガルトゥング平和学入門』ガルトゥング, 藤田明史共編, 奥本京子訳(京都: 法律文化社, 2003) 49-67. 奥本京子, 「暴力」, 『キリスト教平和学事典』関西学院大学キリスト教と文化研究センター編(東京: 教文館, 2009) 343-345. Johan Galtung, *50 Years 25 Intellectual Landscapes Explored* (N. p.: Transcend University Press and Kolofon Press. 2008) 204. 等を参照のこと。

第二に、それが生起するより大きな文脈の部分すなわち未だ可視化できない潜在的な要因を探知する。武力紛争の場合は、その表面的な暴力の側面だけに注目するのではなく、暴力の様々なあり方——直接的・構造的・文化的暴力——を認識し、可視的な武力紛争が終わったとあって、問題が解決したとは考えない。場合によっては、却って武力紛争の表面的終結によって問題の本質が隠蔽される危険性があるとすら考える。これが、非暴力的手段による紛争の深部の根本的解決・転換が重要であるとする理由である。

このように、「紛争転換」は矛盾を顕在化する。平和（紛争）ワーカーと呼ばれる調停役は当事者間を媒介し、一見、不両立のように見える諸目標でも、時間をかけて当事者の目標や必要を探り当てる手助けをする。その介入の過程を通して、平和ワーカーは、徐々に紛争の根本部分に関わり、当事者間の複数の目標における共通項を調整し、全員にとっての新たな目標を設定し実現する。²⁵ 紛争転換では、紛争は人と人との関係性の中に生起するものであり、完全に予防することはできないとする。また、紛争とは、人々や環境に影響し、社会を構成する社会現象であり、家族・地域社会・国において、その構造・文化・関係性・視座を転化させるダイナミズムを潜在的に保持している。すなわち、紛争転換という概念は、社会の状況を描写的に捉えるのと同時に、内在するダイナミズムを活用して、処方箋的要素も提示する。²⁶ 紛争を変革の要因と認識すれば、建設的方向へ転換し人々の見解をも好転させると理解できる。

以上のように、平和ワークにおいては、「暴力」概念に対置する「平和」のダイナミズムを認識し、暴力を否定し平和を構想するためには、その間に存在する「紛争」を如何に捉え平和的に転換するかが重要となる。国民国家システムにのみ捉われた国際関係だけではなく、より多様な社会・世界における関係性（紛争の実体）を扱うことが重要である。そのための具体的な方策として、構造的暴力や文化的暴力の概念の導入による暴力概念の拡張によって、平和や暴力といった対概念の関係性をより深く説明することが可能となり、また、平和や暴力という概念の基礎には、常に「紛争」概念が存在すると認知されることになる。そして、紛争概念により、平和を創造するワーク自体が、スタティック（静的）なあり方から、よりダイナミック（動的）なあり方へと転換していく可能性が生じる。紛争を、肯定的・積極的・建設的に方向付けすることにより、人間関係、社会の構造、国際関係などにおける多様な平和的要素を、ダイナミックな紛争転換の作業によって活用することが可能となる。

25 ジョン・ポール・レデラック (John Paul Lederach) に依拠し、「紛争解決」、「紛争管理」及び「紛争転換」の三つの諸概念間の関連と相違を明らかにすれば、本稿の議論をより明確化できよう。John Paul Lederach, *Preparing for Peace: Conflict Transformation Across Cultures* (Syracuse: Syracuse University Press, 1995) 16-18.

26 レデラックによる“descriptive (描写的)”とは、ガルトゥングによる“diagnosis (診断)”に相当し、“prescriptive (処方箋的)”は、“prognosis (予後)/therapy (治療)”に相当しよう。Johan Galtung, *Conflict Transformation by Peaceful Means* (The Transcend Method) (N. p.: United Nations Disaster Management Training Programme, N. d.119)参照のこと。

第二に、「紛争のレベルを基準とした類型」を論じる。平和ワークの対象となる紛争には、マイクロ・メゾ・マクロ・メガの四つのレベルがある。マイクロ・レベルの紛争とは個人内・個人間における、メゾ・レベルとは社会における集団内・集団間における、マクロ・レベルの紛争とは国家・国家間における、そして、メガ・レベルの紛争とはグローバルな地域内・地域間における対立・矛盾のことである。²⁷そして、マイクロ・メゾ・マクロ・メガの各レベルにおいては、抽象的な紛争の構造としては同一のものを持つ。したがって、当事者・目標・矛盾を分析し、各当事者の持つ諸目標の共通項を繋ぎ合わせ、各当事者に受容可能な高位の目標を見出していくという紛争転換の方法は、レベルを超えて適用可能である。また、「紛争は生まれながらにして平等である」。²⁸「高い」レベルの紛争が、「低い」レベルの紛争より優先されるべき本来的理由はない。その紛争の当事者にとっては、紛争を如何に平和的転換できるかが常に重要である。各レベルの紛争はそれ固有の困難性を持っており、例えば、個人間の紛争（例えば、親子間・夫婦間のそれ）における解決の困難さは、日々の密着した関係性での紛争であり、客観的な視点を持つことの困難性に起因する。また、宗教間の対立とそれに伴う武力紛争が、地域の自治会内における近所どうしの対立や孤立化の問題より、より重要であるとは言えない。紛争とはその当事者に緊急の課題であり、既に暴力化している場合は暴力の軽減・除外が必須となる。

第三に、「リーダーシップのレベルを基準とした類型」を論じる。レデラックによれば、軍・政治・宗教指導者の公的役割による交渉や、一人の高名な調停人による停戦などの仕事は、高位のリーダーシップによる。中位のリーダーシップでは、各セクターで敬意を払われているリーダー、民族・宗教指導者、研究者・知識人、人道的仕事を担う指導者・NGOにより、問題解決ワークショップの開催、紛争解決トレーニング、平和委員会、紛争内部における調停者チームの構成等が行われる。草の根リーダーシップでは、地域指導者、地域NGOの指導者、地域社会開発担当者、地域保健行政担当者、難民キャンプ指導者などによる地域の平和委員会、草の根トレーニング、偏見削減、戦争後のトラウマに対する心理的作業等が行われる。²⁹影響を受ける人々は、トラックⅡは少人数、トラックⅢに向かうにしたがい多数数となる。しかし、各トラックに重要な役割があり、各トラックを担う人々が、それぞれに乖離するのではなく、相互に連携してこそ有機的な機能を果たす平和ワークが成立する。本稿では、特にトラックⅡとⅢに注目し、市民社会・NGOの役割を重視する。

第四に、「ワークの種類を基準とした類型」とは何を指すか。平和ワークとは、紛争地などの現場での活動、理論研究や調査活動、平和ワーカーを育成するための教育・トレーニング、

27 Johan Galtung, *Transcend and Transform: An Introduction to Conflict Work* (Boulder: Paradigm Publishers, 2004)

28 Galtung, *Transcend and Transform*, viii.

29 John Paul Lederach, *Building Peace: Sustainable Reconciliation in Divided Societies* (Washington, D.C.: United States Institute of Peace Press, 1997) 38-55. ここでの「レベル」という文言を、本稿では「トラック」に置き換える。

一般社会への非暴力介入の普及・広報を含む。本稿では、これら四種類の平和ワークを包括的に扱う。ワークの種類を基準とするこうした分類は多くの平和ワークNGOや研究者が使用している。より具体的には、活動とは、紛争現場への非暴力介入・紛争の平和的転換のための調停などを含む作業を指し、研究とは、実践分析・建設的提案の準備・平和理論研究を、教育・トレーニングは、紛争の平和的転換等の非暴力介入の手法の習得・理論の学習を、普及・広報は、メディアを通じての社会への問いかけや提案・情報の提供等を指す。³⁰

第五に、「非暴力介入の種類を基準とした類型」を確認する。すなわち、A) 調停、B) 非暴力直接行動、C) 和解である。平和ワークとは、市民・NGOが主体となって非暴力的手段によりなされるものを指す。非暴力介入の中でも、A) 調停とは、トランセンドが果たす役割のような当事者間の調整・対話を促す作業であり、平和ワーカーと呼ばれる調停者が当事者の中に非暴力的に介入する。また、B) 直接行動とは、非暴力平和隊が目指しているような「場作り」を意味し、介入によって、当事者が状況を好転させるための状況や能力をサポートする。³¹ 最後に、C) 和解とは、トラウマを癒し、紛争を根本的に転換し、関係性を修復し、紛争終結のための非暴力介入である。

第六に、「時間を基準とした類型」を論じる。紛争は時間の経緯によって変化するから、平和ワークにおいては、どの時点での介入かの認識がまず必要である。平和ワークが必要な局面は、紛争プロセスの時間軸において三つに分かれる。第一は、暴力前の紛争を扱う局面（ここから「暴力前」と略記）である。武力化する可能性のある紛争を見つけ出し、根本的な平和的転換の作業をする必要がある。これは紛争の暴力化予防の局面である。また、社会や人間関係の中に存在している平和的要素を培養し、より非暴力的な関係性を構築することも重要である。³² 第二は、暴力化しつつある、または、暴力最中の紛争を扱う局面（「暴力中」）であり、暴力の沈静化に最大の努力を払う。この局面では、激化する紛争から暴力要素を取り除くことが最重要課題となるが、同時に紛争の根本原因の追究と転換と、暴力によって隠蔽されている平和的要素を見出し紛争当事者に提示する作業も重要である。第三は、暴力後における和解の局面（「暴力後」）である。暴力後の紛争とは、多くの場合未転換の紛争である。暴力によって人々・社会の中に残留している傷痕を癒し紛争を終結する。また、今後、紛争が再暴力化しないように再発防止の作業が必須となる。社会全体を共同体と認識し、平和創造の態度形成、そして、非暴力的制度の構築などが必要となる。この第三の局面での平和ワークが失敗すると、そこから第一の局面へと戻る可能性がある。根本的紛争転換ワークがなされず、暴力後から暴力前へと容易に逆行する危険性があるのだ。

30 国際トランセンド・ネットワークというNGOでは、活動部門としてはトランセンド平和サービス、教育・トレーニング部門としてはトランセンド平和大学、研究部門としてはトランセンド研究所、普及・広報部門としてはトランセンド・メディア・サービスやトランセンド大学出版が担当する。

31 非暴力介入を掲げるNGOについては、後に、具体的に分析する。

32 ここでの暴力とは、直接的・構造的・文化的レベルそれぞれを包含するが、「紛争が武力化する・暴力化する」という場合の暴力は、特に直接的暴力を意味する。

次に、時間の基準——1) 暴力前、2) 暴力中、3) 暴力後——に対して、第四のワークの種類基準——イ) 活動、ロ) 研究、ハ) 教育・トレーニング、ニ) 普及・広報——、そして、第五の非暴力介入の種類基準——A) 調停、B) 直接行動、C) 和解——の各要素を組み合わせながら検証を進める。主に、時間の基準に沿いながら、各局面においてどういった平和ワークが必要なのかを整理するものである。³³

時間	ワークの種類	非暴力介入の種類
1) 暴力前	イ) 活動	A) 調停
2) 暴力中	ロ) 研究	B) 直接行動
3) 暴力後	ハ) 教育・トレーニング ニ) 普及・広報	C) 和解

1) 暴力前においては、紛争が暴力化・武装化することを予防するための、A) 調停が必要になる。平和ワーカー（介入者）が、紛争当事者と直接出会い、当事者が紛争の表面と根本を転換する作業を補助する。社会に潜在する平和的要素を喚起することによって、暴力的要素を削減し、平和的要素により注目が集中する環境を整備する。また、B) 直接行動という、数十～数百名による「多様な目」が必要になる。平和ワーカーは、地域社会の中にある暴力要因を発見し、国内・国際的なネットワークを駆使し、政府や反政府勢力等を監視し、護衛的同行・情報発信を通して暴力の勃発を予防する。また、地域住人と密接に連携し、すべての人が安心して暮すための人間の基本的必要を満たす場作りを担当する。ここでは、これらのイ) 活動と同時に、紛争の武力化予防と平和的要素の拡張のためのロ)～ニ)のワークも必要となる。こうして、武力紛争の予防のために、これらワーク各種が必要であることが見てとれよう。

2) 暴力中でも、A) とB) のワーク内容は持続する必要がある。関係者にとって生存自体が厳しい混乱した状況で、暴力前と同様なワークの持続は困難を極める。しかし、国際的ネットワークを活かしつつ、他のNGOや国際機関とも連携する。ここでは、優先すべき作業は暴力自体の沈静化であるが、同時に紛争原因の追究、また、暴力によって隠蔽された平和的要素に焦点を当て、紛争当事者がその価値を理解するための工夫も必要になる。特に直接的暴力の度合いがどれだけ激しいかによって、イ) 活動の度合いが制限を受ける。しかし、現場での実践と同時に、現場を離れたロ) 研究やハ) 教育・トレーニングが必要とされる。問題の所在・暴力に至った理由を解明し、如何に収束に向かわせために介入すべきかを検討するのである。メディアを媒介とした情報の伝達により、武力紛争の経過に影響が出る。紛争の平和的転換を方向付ける提案に基づいた創造的なニ) 広報・普及の作業が必須となる。

3) 暴力後は、C) 和解という平和ワークが必要となる。暴力化の再発防止を確固たるものにするため、A) 調停とB) 直接行動のイ) 活動が必要となる。当然、ロ)～ニ)の各作業も重要な役割を果たす。ここでは、直接的暴力は沈静化しているように見えるが、軍事力利用に

33 作成は筆者による。

よって武力紛争自体に終止符を打ち「勝者」となったグループは、そのことによって問題が解決したと認識し公表しようとする事が多く、紛争の深層部分を顧みず放置する事が多い。同じ社会・国・地域において将来に亘り共に暮らす人々は、個人・社会の損傷を克服するため、癒しの作業が必須であり、すべての者が共同体意識を持つことが重要となる。非暴力的文化・構造を土台とした社会を構築する作業が期待される。ここでの和解の作業は必須であるのは、不完全なワークは次の紛争の局面すなわち暴力前へと連結するからである。

2. 非暴力介入の検討

平和ワークの範疇をさらに明確にするため、それが「介入」によって行われること、また非暴力的手段による介入であることを確認する。具体的に、二種のNGO活動に即して検討することで、非暴力平和ワークとは何かを明らかにする。³⁴ 武力介入を中心とした国家・国連による紛争処理ではなく、非武装の市民・NGOによる非暴力介入は、国家間関係が「不介入の義務」によって縛られる一方で、非国家的組織のレベルでの「介入の権利」の議論が始まったことと関連して考察される。³⁵ つまり、先述の武力介入におけるジレンマを受け、市民・NGOによる非暴力介入による状況好転のための可能性を模索するものと言えよう。平和ワークは、市民・NGOによる介入に焦点を当て、その手法を非暴力に限定するが、非暴力介入と言えど他者の争いに対する一種の「お節介」であり、紛争が暴力化や状況の悪化を防ぎたいという感情の発露の一形態である。非暴力・平和は、一方的で暴力的な「押し売り」になる可能性も秘めている。しかし、一見、世界的規模の問題であってもわれわれと直接・間接に関連する現代において、種々の紛争はもはや他人事とは言えない。人間が相互依存の関係から脱することは不可能であるならば、積極的にその現実を好転させる方途を模索することが必須である。平和・非暴力主義という立場に立脚した介入の行為と態度が含有する支配性・侵略性を認識・回避する努力をし、真の人道的介入を模索するべきであろう。

ここで、非暴力的介入の意味を理解するために、ヨハン・ガルトゥングによる「紛争介入」の類型を参考にし、紛争当事者と介入者との関係性について考察する。紛争の状況にどの程度深く入り込む（介入する）かの度合いを軸に、介入の類型化を行う。³⁶ 紛争転換・調停のために介入するOP、つまり「外部当事者」である平和ワーカーは、紛争当事者のニーズを詳細に把握する。³⁷ 紛争当事者が自ら問題を解決できれば、介入は不要である。しかし、介入が必要な場合であっても、介入側の論理に偏重した介入を展開するのは、それが非暴力手段によるも

34 奥本京子、「大いなるお節介—非暴力介入」、『非武装のPKO:NGO非暴力平和隊の理念と活動』君島東彦編著、(東京:明石書店,2008)113-121.

35 最上,47.

36 Johan Galtung, *Peace by Peaceful Means: Peace and Conflict, Development and Civilization*. (London: SAGE, 1996) 103-113.

37 本稿では、紛争に介入する調停者のことを、「平和ワーカー」・「介入者」・「外部当事者（紛争当事者の外にいる当事者、outside party、本項ではOPと略記）」と記述する。

のであっても、自己陶醉型の抑圧的な態度になる危険性がある。紛争当事者が、OPからコミュニケーションを強制される場合の【タイプ7】調停型、【タイプ8】仲裁型、【タイプ9】法の支配型、【タイプ10】支配型は、この紛争介入の類型の中でも特に、平和（非暴力）的とは言えないであろう。OPに問題を預け、依存する体質を助長する結果を生む場合も多い。また、法的強制力を根拠にし、当事者が決定に従うことを命令するという形をとる場合もある。介入という言葉が時として否定的なニュアンスを持たされるのは、軍事介入の問題に加えて、タイプ7～10のような状況を思い起こさせるからであろう。

「非暴力平和隊（NP）」の場合、その非暴力介入の理念と実践は、介入の類型に照合すると、当事者の意志を最大限に尊重し、介入者は紛争の現場に寄り添うという点において、紛争当事者とOPとのコミュニケーションが不在である【タイプ0】分離型や【タイプ1】当事者間での関係育成型ではなく、【タイプ2】最小限介入型や【タイプ3】共感型を目指すといつてよい。³⁸ あくまでも紛争当事者による主体的・自立的紛争転換を促すために、NPは自らが「平和を創る」のではなく、市民当事者が平和を創るために、「平和のための場を創る」ことを仕事とする。ゆえに、NPの特徴として、その「介入度」は低いと言える。しかしそれは、問題を抱えた当事者に対して無関心であるというわけではない。その反対に、低い介入度は、当事者自身による紛争解決のための主体的な能力を最大限信頼する姿勢の証左であると考えられる。

NPのほかにも、非暴力直接行動を掲げたNGO活動には、介入の度合いが比較的低いあり方を目指すものが多い。³⁹ NPの起源の一つであるNGO、国際平和旅団（PBI）の四つの原則は、第一に「政治的立場をとらない（ノンパルティザンシップ）」、第二に「独立性」、第三に「不干渉」、第四に「非暴力」である。⁴⁰ NPは、PBI等の非暴力直接行動を軸とするNGOの活動の成果と有効性に基づき、派遣するチームの規模の拡大という期待のうちに構想された。介入が、介入側の論理に専ら依拠することで実践されるとき、「平和による植民地主義」に陥る危険性がある。NPはその問題に敏感で党派性を持たず、当事者に何らかの価値観を強制したりせず、

38 非暴力平和隊（Nonviolent Peaceforce、NPと略記）は、モハンダス・カラムチャンド・ガンディーによるシャンティセーナ、すなわち軍隊に替わる平和隊の構想に基づく。NPの活動は、外国人が地元の活動家に付き添うことにより、「国際社会の目」が暴力を加えようとする行為者を制御・抑止することを目的とする。また、介入チームが紛争地域の運動体・活動家の要請に応じて派遣されることで、地元の人々が紛争の平和的解決を追求するための環境創出を目的としている。紛争の現場に当事者と共に「居る」という活動は、冷静な判断とよく練られた計画を必要とするから、非暴力トレーニングでは、問題を発見する感性や深く思考する態度を養成する。君島東彦、「平和をつくる主体としてのNGO」、『平和・人権・NGO：すべての人が安心して生きるために』三好亜矢子、若井晋、狐崎知己、池住義憲編、(東京：新評論、2004) 63-64, 71-72。君島東彦編著、『非武装のPKO：NGO非暴力平和隊の理念と活動』（東京：明石書店、2008）非暴力平和隊『非暴力平和隊実現可能性の研究』(Nonviolent Peaceforce Feasibility Study)では、クリスティーン・シュヴァイツァーが「紛争介入」について論じる。日本語版・暫定http://np-japan.org/1_what/document/npsf.htm、原版<http://www.nonviolentpeaceforce.org/en/feasibilitystudy>。

39 1981年のPBIに始まり、80年代から90年代には、多数の非暴力直接行動を介する平和団体が設立され活動してきた。Tim Wallis and Claudia Samayoa, "Civilian Peacekeepers: Creating a Safe Environment for Peacebuilding." *People Building Peace II: Successful Stories of Civil Society*, eds. Paul van Tongeren, Malin Brenk, Marte Hellema, and Juliette Verhoeven, (Boulder: Lynne Rienner Publishers, Inc., 2005) 365. 参照のこと。

40 君島、「平和をつくる主体としてのNGO」, 73-74。

紛争当事者の能力と可能性を信頼するという明瞭な立場を取る。介入度が低いということは、平和関連の積極的な活動について自覚的になり、武力紛争の予防の現場に南北問題を持ち込まない、つまり、「北」の人間が「南」側へ指図することを回避するのである。NPは支配の構図に絡め取られない、当事者との連帯のあり方を追求しているのである。⁴¹

次に、「トランセンド」による紛争転換・調停の内容を、NPと比較しつつ、その介入のあり方から考察する。⁴² 紛争転換・調停という平和ワークを担う平和ワーカーは、まず、紛争の暴力化以前の局面に非暴力手段により介入する。また、暴力化した紛争においても介入の可能性を模索するし、暴力後の和解の作業においても調停・紛争転換の活動を行う。具体的には、対立関係にある当事者間に介入し、当事者各人・各団体との交渉・対話を介して、問題解決・紛争転換を図るのである。紛争転換は、非暴力手段による介入により、その紛争状況を好転させることを目的とする。

トランセンドとNPの介入度を比較・検討すると、NPが目指す非暴力介入は上述の介入類型では最小限介入・共感型を目指し、あくまでも紛争当事者による主体的・自立的紛争転換を促す。他方、トランセンドの紛争転換・調停型介入は、【タイプ3】共感型、そして、紛争当事者が、OPと対話的なコミュニケーションを持つ【タイプ4】診断型、【タイプ5】予後型、【タイプ6】治療型である。紛争の現場における仲介・調停者であるOPの役割は、介入の依頼に基づきOPとして介入し、対話により当事者の目標を聞き出し、矛盾の所在を顕在化し、紛争転換を図る非暴力介入である。

NPもトランセンドも、援助物資や食糧・医療物資の供給といった可視的な活動ではないが、双方共に「する平和主義」を事実において実行している。⁴³ NPの非暴力直接介入は、紛争転換の調停者の立場と比較すると、「消極的」介入といえる。しかし、「消極的」とは否定的と同義ではなく、他者を最大限に尊重するという意味である。紛争転換という介入の手法は、積極的に「する平和主義」であるといえる。理論的には、NP方式による場の創出という仕事を受けて、トランセンド方式によって調停が担当される。非暴力介入における役割分担・手法の違いがあるものの、トランセンドとNPには行動・理念において共通する要素がある。トランセンドでは、トランセンド法という手法を用い、紛争の調停の前にその紛争について分析し紛争

41 奥本京子,「非暴力平和隊・日本との交流会：＜非暴力介入＞を掲げるNGOの集い」,『トランセンド研究：平和的手段による紛争の転換』7.1 (2009): 28-32.

42 トランセンド (Transcend International: A Network for Peace, Development and Environment) とは、ヨハン・ガルトツングらによって1993年に発足し、350の個人・団体をメンバーとしているネットワークである (<http://www.transcend.org>参照)。平和的手段による紛争転換を目指し、活動、研究、教育・トレーニング、そして普及・広報を四つの柱として掲げる。紛争転換・調停の仕事は、他にもアクション (ACTION) といった市民・NGOのネットワークなど、世界に多数存在している。加えて、南北アメリカ・ヨーロッパ・アフリカ・アジアそれぞれの地域には平和・紛争学関連の教育・研究機関があり、それらの機関で学んだ学生・卒業生等が中心となった実践が行われている。国連や国家を基盤とした調停活動も盛んになされているが、本稿では、市民社会・NGOを中心とした活動だからこそ可能となるワークに焦点を当て、その特徴を検証する。

43 君島,「非暴力の人的介入、非武装のPKO」,221-222. 君島,「平和をつくる主体としてのNGO」,63-64.

の構造を明確化する。さらに、当事者間における力関係の検証、各目標の正当性や持続可能性について調査し、調停作業に向けての準備を行う。トランセンドとNPの立場・政治的態度は、極めて似通っていると言えよう。

平和ワークは、多種多様であり、しかも相互に刺激し合いながら、補完し合うことが必須である。非暴力手段の肯定的な要素の一つは、暴力的手段を使用する場合とは異なって、それが暴力の連鎖の起因とならないことである。試行錯誤しつつ、平和ワークを、実践・研究・教育・普及などの各側面から「する」ことが重要であり、トランセンドとNPは多少の重点の差異はあるものの補完し協力することが可能である。⁴⁴

IV. おわりに：安全保障アプローチと平和アプローチ⁴⁵

平和に関する言説の基本的な類型として、ガルトゥングは「安全保障アプローチ」と「平和アプローチ」を挙げる。前者は、「傷の悪化に包帯で応急処置を施すようなもので、熱や他の症状を再発させる」危険性があるとし、「根元に行きつかない問題解決は、暴力と対抗暴力のスパイラルを招く」⁴⁶とする。そして、国連・国際社会ないしは国家にとって、ある一定の紛争（特に武力紛争）の当事者の中に存在する悪意のある者が、明確で目前に迫る暴力を課すとき、その悪意を防止・抑制・打倒することが必要とする。それは、紛争当事者と国際社会の間には不平等な関係性があり、国際社会は、悪意のある他者の正当性を尊重しないという垂直的な社会規範に支配されているからである。すなわち、悪を善が制圧する二元論的アプローチが前提となっている。

一方で、後者は、共感・非暴力・創造性に基づく紛争転換を目指し、不正に動機付けられた紛争当事者ですら保持している、正当な欲求・目的を探り出し、それらを架橋することで、全ての当事者に受容可能かつ実行可能な新たな目的を見出すこととする。紛争に関与する総ての当事者にある正当性の尊重を基本姿勢とし、「紛争に決着を付ける」という発想は暴力を招くと考え、水平的な関係性の中で、受容可能、持続可能、平等で相互に機能する多様性を重視する。すなわち、それは、非暴力的抵抗、紛争の平和的転換、そして対話による連帯を追求する。本稿では基本的に、平和アプローチの言説に沿った平和ワークの範疇を確認することを目指している。

安全保障アプローチは、現実の国際関係において実際に行われており、その言説は主流のそれとして世界の人々の頭脳に日々写し出されている。こうした中で、平和アプローチは、安全

44 奥本、「非暴力平和隊・日本との交流会」を参照のこと。

45 ヨハン・ガルトゥング、「安全保障アプローチと平和アプローチ」、『トランセンド研究：平和的手段による紛争の転換』村上綾訳, 4.1 (2006): 71-74. Johan Galtung, "The Security Approach and the Peace Approach." 『トランセンド研究：平和的手段による紛争の転換』3.1 (2005): 58-61.

46 ガルトゥング、「安全保障アプローチと平和アプローチ」, 73.

保障アプローチの全面的な批判の上に全く新しい視点から展開されるほかないであろう。本稿では、その理論的準拠枠として、ガルトゥングの平和理論を採用する。そこでは、平和概念を戦争概念と対峙させ、専ら直接的暴力に焦点を当てることによって国際政治の諸問題を解決しようとする安全保障アプローチとは異なって、構造的・文化的暴力概念の導入によって暴力概念を拡張し、より広い枠組みの中で理論を展開する。そうすることで、国民国家システムに基づく国際関係だけではなく、人間社会の多種多様な関係性を扱うことが可能になり、紛争の表面的解決ではなく根本的な転換が期待できる。こうして、平和アプローチは、安全保障アプローチを批判し、具体的な代案を提示することによって、それを相対化するのである。

ガルトゥングは、国際政治の場において支配的な言説である安全保障アプローチと、もう一つの平和アプローチという言説の、両者の特徴的な構成要素を対比している。⁴⁷

安全保障アプローチ	平和アプローチ
1. 高い能力と邪悪な意図をもつ「悪者」 (悪意のある当事者)	1. 未解決または未転換の「紛争」
2. 現実的であれ潜在的であれ、「明確で目前に迫る暴力の危険性」	2. “紛争に決着をつける”ための「暴力の危険性」
3. 悪を打倒または抑止する「力」	3. 共感・想像力・非暴力に基づく「紛争転換」
4. 上記3がもたらす、“平和”への最善のアプローチであるところの「安全保障」	4. 上記3がもたらす、“安全保障”への最善のアプローチであるところの「平和」

安全保障アプローチは、打倒／抑止を通じて悪を弱体化させ、善に改心させようとする。それは、段違いの力を前提とし、不平等を許容する。平和アプローチは、全ての当事者に受容可能・持続可能な結果を追求する。それは、平等の理念に立脚する。

結局、武力介入の可否についてや、その主体が誰でどの程度までの介入が許容されるかの議論では、人道的介入の矛盾を解決し得ない。なぜなら、それは、どこまでも安全保障アプローチの言説内に留まるからである。しかし、平和アプローチは、われわれを安全保障アプローチの言説から解放し、平和ワークという新しい方法へと導き、国連・国家によるトップ・ダウン式の軍事介入によってではなく、市民社会・NGOによるボトム・アップ式の非暴力介入の可能性を模索することを可能にするであろう。

最後に、平和ワークによる平和アプローチの方向性についてまとめておこう。すなわち、平和アプローチとは、(1) 紛争転換的発想を重視し、(2) 紛争のミクロからメガまでのレベル

47 この簡潔な表は、ガルトゥングによる論文（「安全保障アプローチと平和アプローチ」, 71-74）を基に、筆者が作成したものである。

を取り組みの対象とし、(3) 市民によるリーダーシップの意義を掘り起こし、(4) 多岐にわたるワーク（実践、研究、教育、普及）を深化させ、(5) 非暴力介入の各種類（調停・非暴力直接行動・和解）を必要に応じて活用し、(6) 紛争の暴力化前・中・後の各局面において必要なワークと介入の種類を認識しつつ、これらの要素を組み合わせ、継続的に進めていく平和ワークによるものであると言えよう。こうして、その平和創造・紛争転換の過程において、平和ワークとは、NGO・市民による非暴力介入の手法により、国家システムにおける限界を克服するためのオルタナティブとして位置付けられるのである。